(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業

審査講評

平成 18 年 2 月

(仮称) 宇多津新給食センター整備運営事業提案審査委員会

「(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業」に関する提案審査の結果を次のとおり講評する。

平成18年2月7日

(仮称) 宇多津新給食センター整備運営事業提案審査委員会

委員長 北川 博敏(香川短期大学学長)

副委員長 高嶋 博(宇多津町監査委員・公認会計士)

委 員 細川 公紹(宇多津町PTA連絡協議会会長)

委 員 滝口 正志 (宇多津町助役)

委員山分博(宇多津町教育長)

委 員 加戸 みき (宇多津町学校給食共同調理場栄養士)

1 審査方法

審査は、二段階に分けて実施するものとし、応募者の資格、実績等の事業遂行能力を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提案内容等を審査する「提案書審査」として実施した。

なお、審査の流れは、つぎのとおりである。

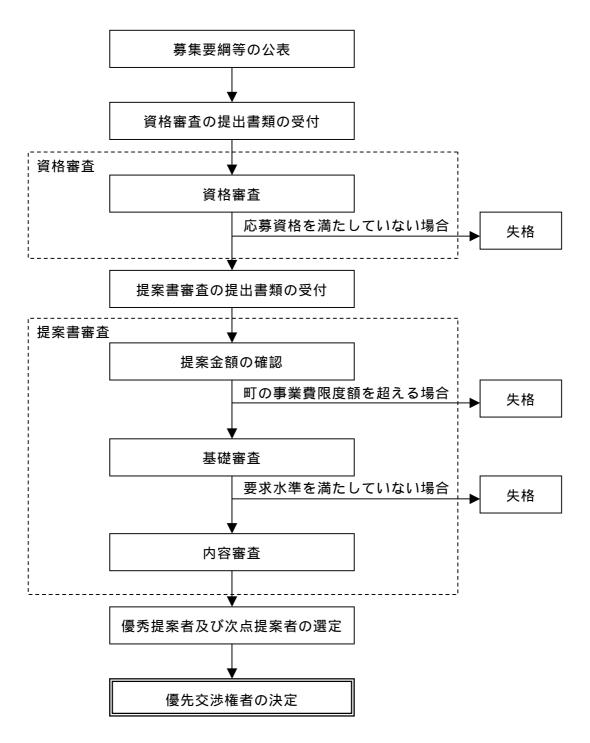


図 募集要綱等の公表から優先交渉権者の決定までの流れ

2 審査の経緯

	開催年月日	主な内容
第1回	平成17年9月12日	・実施方針(案)について
第2回	平成17年10月24日	・特定事業の選定について
		・募集要綱等(案)について
		・優先交渉権者決定基準(案)について
		・審査方法(案)について
第3回	平成17年11月21日	・内容審査における評価の観点等について
	平成18年1月10日	・先進地視察
第 4 回	平成18年1月20日	・基礎審査、内容審査について
第5回	平成18年1月23日	・提案書に関する事業者ヒアリング
第6回	平成18年1月27日	・内容審査、優秀提案者の選定について

3 審査結果

3 - 1 資格審査

平成 17 年 11 月 30 日締切とし、参加表明書及び資格審査書類の受付を行ったところ、4 グループからの応募があった。応募者が提出した資格審査書類をもとに資格審査を行い、応募のあった 4 グループすべてについて、応募要綱に示す応募者の参加資格要件を満たしていることを確認した。

表 資格審査に応募があったグループ(受付順)

グリープ名	代表企業	構成員・協力会社
富士産業グループ	富士産業株式会社	東亜建設工業株式会社
		株式会社日立建設設計
		株式会社清和設計事務所
		日本調理機株式会社
		株式会社ジャパンメンテナンス
四電エグループ	株式会社四電工	株式会社四電技術コンサルタント
		株式会社合田工務店
		株式会社メフォス
		四国電力株式会社
		四電エナジーサービス株式会社
		株式会社中西製作所
日立プラントグル	日立プラント建設株式会社	株式会社光建設
ープ		中央電業株式会社
		株式会社合人社計画研究所
		株式会社中央
		株式会社フジマック
		株式会社類設計室
三菱電機ライフサ	三菱電機ライフサービス株式会社	株式会社菅組
ービスグループ		株式会社タカネ設計
		株式会社シニリトルジャパン

3 - 2 提案書審査

資格審査を通過した4グループのうち、富士産業グループ、日立プラントグループ及び 三菱電機ライフサービスグループの3グループから、その後、辞退届の提出があり、四電 エグループのみからの提案書の提出となったが、審査委員会は予め公表した優先交渉権者 決定基準に従い、厳正かつ慎重に提案書審査を行った。

(1) 提案金額の確認

「様式 52 提案金額」に記載された提案金額(事業期間を通じて町が支払うサービス対価の総額)が、町が設定した事業限度額を超えていないことを確認した。

(2) 基礎審査

応募者から提出された提案書審査に関する提出書類に記載された内容が、要求水準書 に示す要件をすべて満たしていることを確認した。

(3) 内容審査

内容審査は、応募者から提出された提案書審査に関する提出書類に記載された内容について、下記に示す「の方式」に従って評価し得点化した。なお、内容審査における得点については、「表提案書審査における内容審査結果」のとおりである。

評価区分と配点

内容審査においては、提案書審査に関する提出書類に記載された内容について、下記 に示す「表 内容審査の評価区分と配点」に従って評価し得点化した。

27 11 1 2 2 2 11 11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
評価区分	配点			
設計業務に関する事項	20			
建設業務に関する事項	5			
維持管理業務に関する事項	5			
運営業務に関する事項	20			
事業計画に関する事項	10			
サービス対価に関する事項	40			
合 計	100			

表 内容審査の評価区分と配点

評価項目ごとの得点化方法

内容審査では、評価項目ごとに下表に示す5段階により評価し、採点基準に基づき得点を算定した。(サービス対価に関する事項を除く。)

評価 評価内容 採点基準 配点 × 1.00 特に優れている AとCの中間程度 配点 × 0.75 В C 優れている 配点 × 0.50 D CとEの中間程度 配点 × 0.25 Ε 要求水準は満たしているが、特に優れた提案はない 配点 × 0.00

表 内容審査の採点方法

得点は小数点以下第3位を四捨五入

サービス対価に関する事項

サービス対価に関する事項における得点は、応募者の提案価格が町の設定した事業限度額を下回っており、かつ、応募者が1グループであることから、以下の算定式により40点満点とした。

提案価格の得点 = 40 点×((最低提案金額)/(提示提案金額))

(4) 優秀提案の選定

審査の結果、四電工グループからの提案内容は、提案金額及び基礎審査を満足するものであるとともに、内容審査における各評価項目について審査した結果、総合評価点は95.25点とした。

以上の結果から、審査委員会は、四電工グループからの提案を、本事業を適切に遂行することのできる提案と判断し、全会一致により、四電工グループを優秀提案者として選定した。

表 提案書審査における内容審査結果

審査項目	配点	得点
設計業務に関する事項		17.00
施設配置計画	2	1.50
施設計画	12	11.00
環境負荷の低減及びライフサイクルコストの縮減	6	4.50
建設業務に関する事項	5	4.25
全般	3	2.25
事業スケジュール	2	2.00
維持管理業務に関する事項	5	5.00
建築物保守管理業務·外構等保守管理業務	1	1.00
建築設備保守管理業務	1	1.00
調理設備保守管理業務	1	1.00
清掃·警備業務	1	1.00
大規模修繕業務	1	1.00
運営業務に関する事項		20.00
食材調達業務	5	5.00
検収業務	2	2.00
調理業務	5	5.00
配送·回収業務	2	2.00
洗浄·残飯処理業務	2	2.00
衛生管理業務	4	4.00
事業計画全般に関する事項	10	9.00
本事業を確実かつ効果的に実現できる適切な業務遂行体制	2	1.50
リスク管理方針と対策		0.75
資金調達計画、事業収支計画及びキャッシュフロー計画の確実性	1	1.00
事業の安定性・継続性	1	0.75
地域社会との連携	5	5.00
小計	60	55.25
サービス購入料に関する事項	40	40.00
合 計	100	95.25

4 評価項目ごとの具体的評価内容

(1) 設計業務に関する事項

施設配置計画

搬入・町職員車両と搬送・回収・事業者職員車両の動線を分離し、来場者、車の出入 りや移動の安全性・円滑性に配慮した提案となっている。

ただし、一般来場者車両と搬入車両の動線が交錯する場合も想定されるとともに、調理員駐車スペースに駐車時には、回収車両の接車が難しいものとなるなど、敷地内の車両動線については再考の余地があると思われる。

施設計画

汚染区域・非汚染区域の明確なゾーニングを行い、清潔度の異なるものの交差がなく、 一方通行となる動線の計画となっているとともに、「衛生・エネルギー監視システム」の 導入による食材・調理・作業環境の温度・時間管理を提案しており、安全で衛生的な学 校給食の提供に配慮した提案となっている。

また、平屋建てとすることで調理員や事務員の動線の短縮を図っているとともに、オール電化厨房の導入による作業の標準化・マニュアル化、オートメーション機器の採用など、業務の効率性や快適性に配慮した計画が提案されている。

また、会議室からの、調理室、洗浄室、揚げ物・焼物室の見学に加え、その他の調理室についても、カメラにより見学可能としているとともに、「宇多津の塩の日」、ホームページの活用、各種イベントの開催など、具体的かつ多様な食に関する教育の場としての活用が提案されている。

ただし、職員数に対し、トイレの数が不足しているものと考えられ、トイレの数及び 配置については、再考の余地があると思われる。

環境負荷の低減及びライフサイクルコストの縮減

省工ネ機器・自然採光等による「節電対策」や、雨水利用・節水型器具の採用・洗浄機から発生する水蒸気の再利用による「節水対策」に加え、建築主要仕上げや設備機器は塩害対策を中心に品質、性能、耐久性に優れた計画が提案されており、ライフサイクルコストの縮減に配慮した提案となっている。

また、エコマテリアルや酵母処理システムの除害施設の採用は評価できるが、建物改修、建替え時に発生する廃棄物の抑制法については言及されていない。

建物デザインについては、施設からの騒音・臭気対策に配慮した計画となっており、 シンプルで清潔感のあるデザインが提案されている。

(2) 建設業務に関する事項

全般

IS09001 等に基づく施工品質の確保に加え、建設期間中の交通安全対策、騒音対策等

について、多くの提案が行われており、工事に伴う近隣への悪影響を最小限度に抑える 建設計画となっている。

建設現場で発生する廃棄物の抑制やリサイクル材の利用については、標準的な提案となっている。

事業スケジュール

建設業務に係る全体工程が詳細に示されているとともに、工期短縮を図ることにより、 施設引渡しを町の要求より2週間早め、研修習熟期間を多く確保し、円滑な維持管理業 務及び運営業務の開始に配慮した提案となっており、高く評価した。

(3) 維持管理業務に関する事項

建築物保守管理業務・外構等保守管理業務

建築物・外構等保守管理業務について、要求水準を常に保つための保守点検、修繕について、具体的で詳細な計画が提案されているとともに、点検、報告、異常時の対応、フィードバックといった業務の一連の流れが適切に提案されている。

建築設備保守管理業務

建築設備保守管理業務について、要求水準を常に保つための保守点検、修繕について、 具体的で詳細な計画が提案されているとともに、点検、報告、異常時の対応、フィード バックといった業務の一連の流れが適切に提案されている。

調理設備保守管理業務

調理設備保守管理業務について、要求水準を常に保つための保守点検、修繕について、 具体的で詳細な計画が提案されているとともに、点検、報告、異常時の対応、フィード バックといった業務の一連の流れが適切に提案されている。

清掃・警備業務

清掃業務・警備業務について、要求水準を常に保つための保守点検、修繕について、 具体的で詳細な計画が提案されているとともに、点検、報告、異常時の対応、フィード バックといった業務の一連の流れが適切に提案されている。

大規模修繕業務

計画更新年数が 20 年以上の屋根、床等についても、内容等を検討し、計画更新年数より早い時期での大規模修繕業務を計画しており、評価できる。

(4) 運営業務に関する事項

食材調達業務

食材調達業務について、「給食物資納入業者等選定委員会」の開催など、食材納入業者

の選定プロセスが具体的に提案されているとともに、地元特産品や「さぬきエコ農産物」として認証されている食材など、新鮮・安全・安心な食材の選定・購入が提案されている。

検収業務

検収業務については、納入時間にあわせて検収責任者の勤務時間調整、重視するポイント等について具体的に提案されているが、保管業務については、学校給食衛生管理基準に準じた標準的な提案となっている。

調理業務

調理業務については、献立作成会議や給食委員会など、町との十分なコミュニケーションの確保に加え、アレルギー対応食に係る名札の添付やこれら照合作業など、具体的に提案されているが、検食、保存食の保管業務については、学校給食衛生管理基準に準じた標準的な提案となっている。

配送・回収業務

配送・回収業務について、代替ルートの設定、GPS携帯電話の常備、緊急時の対応など、具体的に提案されているとともに、荷台の温度管理や清掃・消毒など、具体的に提案されている。

洗浄・残滓等処理業務

洗浄業務について、食器類に残留するでんぷんや脂肪の検査、洗剤類の安全確認など、 具体的に提案されているとともに、残滓等処理業務について、残滓発生抑制やリサイク ルシステムなど、具体的に提案されている。

衛生管理業務

衛生管理業務について、従業員の衛生検査や教育などについて、具体的かつ適切に提案されているとともに、「衛生・エネルギー管理システム」の導入など、集中温度湿度管理が提案されている。

(5) 事業計画に関する事項

本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な業務執行体制

構成員及び協力会社によって、明確な業務分担(リスク分担)が行われており、本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な業務執行体制となっている。設計、建設、運営業務等の責任者については、具体的に記述があるものの、SPC総括責任者については、具体性に欠けるものとなっている。

リスク管理方針と対策

町の要求以上の保険を付保しているとともに、モニタリング体制も整っている。維持管理業務・運営業務におけるバックアップ体制については具体的に提案されているが、 設計・建設業務についてのバックアップ体制については明確でない。

資金調達計画、事業収支計画及びキャッシュフロー計画の確実性

金融機関からの融資関心表明書が添付されているとともに、事業収支計画及びキャッシュフロー計画は、妥当な計画となっている。

事業の安定性・継続性

金利上昇リスクを回避するため、固定金利による資金調達が提案されている。資金不 足などの不測の事態においては、構成員による劣後融資枠で対応するという提案にとど まっている。

地域社会との連携

県内企業が中心となったグループであるとともに、町民等を優先的に雇用することを 明確にしている。また、食材納入業者は町内業者を優先することとしており、高く評価 した。

5 審査講評

本事業は、宇多津町における、また、四国における学校給食センターとして、初めての PFI事業であり、多くの企業から関心をいただいたものの、最終的には1グループから の提案書の提出となった。

今回の審査にあたっては、応募者が1グループとなったことにより、審査委員会では、 評価をより厳正かつ客観的に行う必要があると考え、多くの評価項目に基づき多角的に審 査を行ったところである。

本審査委員会においては、すべての評価項目について、優先交渉権者決定基準に基づく慎重な審査を行った結果、四電エグループによる提案を全会一致により、優秀提案として選定するに至った。

なお、四電エグループの提案については、施設の建設費及び運営費等からなるライフサイクルコストは、町が直接実施する場合に比べ、町の財政負担額が縮減されるものであるとともに、創意工夫による公共サービスの向上が図られており、各位の工夫及び努力に対し感謝する。

今後、当該グループが設立する特別目的会社と町は、事業契約の締結に向けて具体的な協議に移ることとなるが、当該グループに対しては、公共サービスのさらなる向上のため、特に以下の諸点に努めるよう本審査委員会として期待したい。

良好な官民パートナーシップの形成及び学校・PTA等との十分なコミュニケーションを図ることにより提案事業の実効性の確保に努めるとともに、事業全般にわたり提案以上の事業内容の充実に向け努力すること。

給食は学校教育の一環を担うものであるとともに、町民の食育にも寄与するものであることに留意すること。

新たな施設の円滑な整備・運営に努めるとともに、衛生管理に配慮した建築・設備計画や維持管理・運営の一層の質的向上に努めること。

学校給食のサービス提供という事業特性に留意し、特に衛生面については、常に最大限の注意を払うこと。

本事業の具体化に向けては、誠意を持って町と協議・調整し、より良いサービスの提供の実現のため、柔軟な対応に努めること。